

平成27年度 看護職員需要施設調査・看護離職者結果報告

平成26年度の離職者数とその理由「看護職員確保」について調査しました。
結果を抜粋して報告いたします。施設の皆様にはご協力いただき、ありがとうございました。
◎調査期間 平成27年7月～8月



◆ 平成 26 年度看護職員離職者調査

施設種別	対象施設	回答施設	回答率	離職有			離職無	未回答
				施設数	離職者数 (内新卒)	施設数	施設数	
病 院	109	65	59.6%	60	516	25	5	0
診療所	608	172	28.3%	46	78	2	125	1
介護施設・訪問看護ステーション	130	70	53.8%	26	40	0	41	3
その他	46	24	52.2%	9	16	1	15	0
計	893	331	37.0%	141	650	28	186	4

◆ 「平成 27 年度看護職の確保」 について

施設種別	対象施設	回答施設	募集なし	確 保		未記入
				できた	できなかった	
病 院	109	65	6	33	24	2
診療所	608	172	125	21	19	7
介護施設・訪問看護ステーション	130	70	24	20	23	3
その他	46	24	13	7	3	1
計	893	331	168	81	69	13



◆ 離職理由 (未記入、複数回答あり)

離職理由	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
結 婚	30	12	1	0	0	43
出産、育児	21	18	5	0	0	44
家族の介護	5	6	8	16	4	39
家事との両立しない	6	11	8	6	0	31
健康上の理由	18	20	16	19	9	82
同僚との関係	7	6	9	12	3	37
本人の適性	25	21	21	17	1	85
処遇 (賃金等)	10	13	7	0	1	31
看護内容への不満	1	4	6	0	0	11
看護他分野への興味	33	24	13	9	2	81
転 居	25	9	9	3	0	46
進 学	8	2	1	0	0	11
定年退職	0	0	0	0	40	40
退職勧奨	1	0	3	1	0	5
そ の 他	58	33	13	18	9	131

特集

「インフルエンザ感染対策」

皆さん初めまして、肥前精神医療センターで感染管理を担当している富田です。
平成27年度佐賀県看護協会広報出版委員となり、特集としてインフルエンザ感染対策の紹介を致します。

1. はじめに

この冬の季節性インフルエンザのウイルスには、A(H1N1)亜型(平成21年に流行した新型インフルエンザと同じもの)、A(H3N2)亜型(いわゆる香港型)、B型の3つの種類があり、いずれも流行の可能性があります。流行しやすい年齢層はウイルスの型によって多少異なりますが、今年も全ての年齢の方がインフルエンザに注意する必要があります。以下を参考にして、ご家庭や職場などにおいて、適切に対応していただくようお願い致します。

2. 予防・啓発の取り組み

- (1) 厚生労働省「今冬のインフルエンザ総合対策」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>
- (2) インフルエンザ予防の啓発ツールを作成し電子媒体形式で提供(動画・ポスター)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>
- (3) インフルエンザQ&A
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

3. 流行状況

- (1) 佐賀県感染情報センター
<http://kansen.pref.saga.jp/>
- (2) 佐賀県保健所管内別定点あたり報告数の推移(最近10週間の動き)
<http://kansen.pref.saga.jp/influenza/influenza.html>



4. 咳エチケットについて

厚生労働省は、他人への感染を防ぐため以下の注意点を呼びかけています。

- 咳・くしゃみが出る時は、他人に移さないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他人の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。



【佐賀県インフルエンザ情報より作成】

独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター
感染管理認定看護師 富田 泉



特集

「労働安全衛生法に基づく ストレスチェック制度について」

12月1日からストレスチェックが義務化されました。労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の環境改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。2016年11月30日までの間に1回目のストレスチェックを実施しなければなりません。詳しい情報は厚生労働省のホームページにアクセスしてください。

ストレスチェックの実施等が事業者の義務となる

■施工日 平成27年12月1日

本制度の目的

- ・一次予防を主な目的とする(労働者のメンタルヘルス不調の未然防止)
- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務となります。(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務)
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

■ストレスチェック制度の基本的な考え方

指針

新たに創設されたストレスチェック制度は、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する**一次予防を目的としたもの**であり、事業者は、各事業場の実態に即して実施される二次予防及び三次予防も含めた労働者のメンタルヘルスケアの総合的な取組の中に本制度を位置付け、取組を継続的かつ計画的に進めることが望ましい。

■ストレスチェック制度の実施に当たっての留意事項

指針

- 事業者、労働者、産業保健スタッフ等の関係者が、次に掲げる事項を含め、制度の趣旨を正しく理解した上で、互いに協力・連携しつつ、ストレスチェック制度をより効果的なものにするよう努力していくことが重要である。
- ①**全ての労働者がストレスチェックを受検することが望ましい。**
 - ②面接指導を受ける必要があると認められた労働者は、**できるだけ申出を行い、医師による面接指導を受けることが望ましい。**
 - ③ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は努力義務であるが、事業者は、できるだけ実施することが望ましい。

厚生労働安全衛生に基づくストレスチェック制度について より

- A あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
- 1 非常にたくさんの方の仕事をしなければならない
 - 2 時間内に仕事処理しきれない
 - 3 一生懸命働かなければならない
 - 4 かなり注意を集中する必要がある
 - 5 高度の知識や技術が必要でむずかしい仕事だ
 - 6 勤務時間中はいつも仕事の事を考えていなければならない
 - 7 からだを大変よく使う仕事だ
 - 8 自分のペースで仕事ができる
 - 9 自分の仕事の順番・やり方を決めることができる
 - 10 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
 - 11 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
 - 12 私の部署内で意見の食い違いがある
 - 13 私の部署と他の部署とはうまく合わない
 - 14 私の職場の雰囲気は友好的である
 - 15 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない
 - 16 仕事の内容は自分にあっている
 - 17 働きがいのある仕事だ

- B 最近1ヶ月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。
- | | |
|------------|--------------|
| 1 活気がわいてくる | 7 ひどく疲れた |
| 2 元気がいっぱいだ | 8 へとへとだ |
| 3 生き生きする | 9 だるい |
| 4 怒りを感じる | 10 気がかりつめている |
| 5 内心腹立たしい | 11 不安だ |
| 6 イライラしている | 12 落ち着かない |

- 13 ゆうつだ
- 14 何をしても面倒だ
- 15 物事に集中できない
- 16 気分が晴れない
- 17 仕事が手につかない
- 18 悲しいと感じる
- 19 めまいがする
- 20 体のふしぶしが痛む
- 21 頭が重かったり頭痛がする

C あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| 1 上司 | 22 首筋や肩がこる |
| 2 職場の同僚 | 23 腰が痛い |
| 3 配偶者、家族、友人等 | 24 目が疲れる |
| あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？ | 25 動悸や息切れがする |
| 4 上司 | 26 胃腸の具合が悪い |
| 5 職場の同僚 | 27 食欲がない |
| 6 配偶者、家族、友人等 | 28 便秘や下痢をする |
| あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい聞いてくれますか？ | 29 よく眠れない |
| 7 上司 | |
| 8 職場の同僚 | |
| 9 配偶者、家族、友人等 | |

- 【回答肢(4段階)】
- | |
|---------------------------------------|
| A そうだ/まあそうだ/ややちがう/ちがう |
| B ほとんどなかった/ときどきあった/しばしばあった/ほとんどいつもあった |
| C 非常に/かなり/多少/全くない |
| D 満足/まあ満足/やや不満足/不満足 |
- D 満足度について
- 1 仕事に満足だ
 - 2 家庭生活に満足だ

※ストレスチェック指針(平成27年4月15日)より



皆さんも、一度ご自分の日頃のストレスが、どの程度あるのかを質問に答えて調べてみませんか。パソコンやスマートフォンなどの携帯電話からも出来、回答後すぐにご結果が分かります。

以下のワードを入力して、試してみてください！
『 5分で出来る職場のストレスセルフチェック - ところの耳 - 厚生労働省 』

協会からのお知らせ



- ◆平成28年度認定看護管理者教育課程
ファーストレベルの応募時期が早くなります。
申込期間：平成28年2月18日（木）～3月3日（木）
詳細につきましては、1月下旬に各施設へお知らせいたします。
セカンドレベルの開講年度です。



- ◆最近、傘の忘れ物が多くなっております。
長期間放置されている傘につきましては、誠に勝手ではございますが、3月末をもって処分させていただきます。



- ◆協会図書室案内 新刊本（4月～11月）一部紹介
訪問看護実務相談Q & A平成27年度改定版
事例で読み解く 対応に苦慮する人へのかかわり方
一般病棟でできる！がん患者の看取りのケア改訂版
認知症高齢者の世界
病院で働くみんなの医療安全

中央法規
日総研
日本看護協会出版会
日本看護協会出版会
日本看護協会出版会



理事会等報告

常任理事会 平成27年10月1日(木)

1. 次回の理事会(10月17日開催)打合せ
2. 平成28年度「看護職のワーク・ライフ・バランス推進
ワークショップ」開催について
3. 地区支部長会議について
4. 平成27年度法人会員連絡会議案事項について
5. 医療事故調査制度について
6. その他
 - 1) 戴帽式出席について
 - 2) 災害支援ナース派遣調整合同訓練について
 - 3) その他

理事会 平成27年10月17日(土)

協議事項の審議

1. 補正予算について
2. 平成28年度教育計画について

報告事項

1. 日本看護協会理事会報告(9/25開催)
2. 事業報告(7～9月)について
3. 佐賀県看護協会訪問看護 佐賀事業所・かんざき事業所
について
4. 平成27年度看護職のWLB推進ワークショップについて
5. 看護ふれあいフェスタ2015について
6. 全国会議等報告
7. 研修会等報告
8. その他

地区支部長会議 平成27年10月17日(土)

1. 地区支部運営上の課題について
 - 1) 地区支部会計の事務処理について
2. 地区支部だよりについて
3. その他

常任理事会 平成27年12月2日(水)

1. 理事会打合せ(12月12日開催)
2. 勤務環境改善支援センターについて
3. 平成28年度役員人事について
4. 特別委員会設置について
5. その他

理事会 平成27年12月12日(土)

協議事項の審議

1. 平成28年度看護協会事業計画(案)について
2. 平成28年度佐賀県看護協会改選役員候補者の推薦に
ついて
3. 職員就業規則の一部改正について
4. 特定個人情報の適正な取り扱いに関する規程の制定に
ついて
5. 平成28年度日本看護協会会長表彰候補者について

報告事項

1. 日本看護協会理事会報告(11/25～11/26開催)
2. 地区別法人会・職能委員長会報告(10/29～10/30開催)
3. 看護職のワーク・ライフ・バランス推進ワークショップ
フォローアップについて(H28.1.14開催)
4. 平成27年度佐賀県看護研究学会について(H28.3.12開催)
5. 全国会議等報告
6. 特別委員会報告
7. その他

編集後記



明けましておめでとうございます。2016年は診療報酬改定となっており、大変忙しいと思いますが、今後も患者様へ元気と希望を与えられるよう頑張っていきたいと思います。広報出版委員のメンバーも、元気に委員会活動に取り組んで参りますので、皆様よろしく願いいたします。

広報出版委員会 富田泉、中島津久美、原ゆかり、江里口八千代、水田善憲

URL: <http://www.saga-nurse.org>